

補助金名 助成金名	平成 29 年度 事業承継補助金
補助率 金額	<p><u>補助率 補助対象経費の 2 / 3 以内</u></p> <p><u>補助金額</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営革新を行う場合 200 万円 ・事業転換を伴う場合 500 万円 <p><u>対象経費</u></p> <p>設備費、人件費、外注費、委託費、広報費、謝金、旅費、原材料費、店舗等借入費、会場借料、 本補助事業に必要な官公庁への申請書類作成等に掛かる経費、知的財産権等関連費、マーケティング調査費 ※事業廃止等は次の経費も追加 在庫処分費、解体費・処分費、原状回復費</p>
対象 (条件)	<p>1. 事業継承を行う事業が次の3つに該当すること</p> <p>①地域への貢献 他社との取引関係や地域の需要に応える商品・サービスの提供、雇用の維持・創出によって地域に貢献している中小企業事業者</p> <p>②事業承継 平成 27 年 4 月 1 日から、補助事業期間完了日(最長平成 29 年 12 月 31 日)までの間に事業承継(代表者の交代)を行った又は行うこと。</p> <p>③新しい取組 次のいずれかの新しい取り組みを行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ○経営革新等 ※ビジネスモデルの転換(新商品、新分野への挑戦等)による市場創出、新市場開拓等 ※新規設備導入(製造ラインの IT 化、顧客管理システム刷新等)による生産性向上等 ○事業転換 ※事業所の廃止や既存事業の集約・廃止等 <p>2. 中小企業事業者において、次のいずれかに該当する者を後継者として事業継承を行うこと</p> <p>①役員・経営者として3年以上経験を有する者 ②同業種に6年以上勤務し関連知識などを有している者 ③創業・事業継承に関する所定の研修等を受講した者</p> <p>※その他細かい条件あり、公式サイトの募集要項でご確認ください。 ※なお、応募に当たっては、認定支援機関が作成する「確認書」が必要です。最寄りの認定支援機関にご相談ください。</p>
窓口	(経済産業省) 創業・事業承継補助金事務局 h t t p : // s o g y o - s h o k e i . j p 〒104-0045 東京都中央区築地 3-17-9 興和日東ビル 3F 電話: 03-5148-7051 受付時間: 10:00~12:00、13:00~17:00/月~金曜日(土日祝日を除く。)
目的	「事業承継補助金」は、(1)地域経済に貢献する中小企業による、(2)事業承継をきっかけとした、(3)経営革新や事業転換などの新しい取組を支援する補助金です
採択事例	新規補助金の為採択事例は無し。

受付開始	締め切り	合否	事業完了	報告期限
平成 29 年 5 月 8 日(金)	平成 29 年 6 月 2 日(金)	平成 29 年 7 月 上旬予定	平成 29 年 12 月 31 日(日)まで	事業終了後 30 日以内